

有効署名の総数等について

地方自治法施行令第95条の2の規定により、遠賀町条例制定請求代表者から提出された遠賀町条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数、有効署名総数及び無効署名数は次のとおりである。

平成25年12月20日  
遠賀町選挙管理委員会  
委員長 泉原敏行

記

1. 署名し印を押した者の総数	507人
2. 有効署名総数	440人
3. 無効署名数	67人

ホームページ掲載用に公印を省略しています